

税の基礎知識

新型コロナウイルス感染症に関連する医療費の取り扱いについて

マスク購入費用の医療費控除の適用について

Q 新型コロナウイルス感染症を予防するために、マスクを購入しましたが、この購入費用は、確定申告において医療費控除の対象となりますか？

A 医療費控除の対象となる医療費は、「医師等による診療や治療のために支払った費用」「治療や療養に必要な医薬品の購入費用」などとされています。マスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用はこれらの費用に該当しないため、医療費控除の対象となりません。
※健康維持を目的とするビタミン剤の購入費用など病気の予防のための費用も医療費控除の対象なりません。

PCR検査費用の医療費控除の適用について

Q 新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けましたが、この検査費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか？

A 【医師等の判断によりPCR検査を受けた場合】
新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、医療費控除の対象となります。
ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

【上記以外の場合（自己の判断によりPCR検査を受けた場合）】
単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、医療費控除の対象となりません。
ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります。

オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について

Q オンライン診療についての、これらの支出は医療費控除の対象となりますか？

- ① オンライン診療料
- ② オンラインシステム利用料
- ③ 処方された医薬品の購入費用
- ④ 処方された医薬品の配送料

A ① オンライン診療料
オンライン診療料のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象となります。

② オンラインシステム利用料
医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。

③ 処方された医薬品の購入費用
処方された医薬品の購入費用が、治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。

④ 処方された医薬品の配送料
医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。



確定申告についての詳しい情報は、税務署にお問い合わせください

小田原税務署（自動音声によりご案内）TEL 0465-35-4511

県税事務所からのお知らせ

個人住民税の寄附金控除（ふるさと納税）について

【寄附金控除】

地方公共団体に寄附した金額のうち、2千円を超える部分について所得税と個人住民税を合わせて全額が控除されます。（ただし、一定の限度額があります。）
なお、所得税は寄附をした年分の所得税から控除され、個人住民税は寄附をした年の翌年度分の個人住民税から控除されます。

【寄附金控除を受けるための手続き】

原則として、お住まいの住所地を管轄する税務署へ確定申告をしていただく必要があります。所得税が非課税で住民税のみが課税される方は、お住まいの市区町村に寄附金控除の申告をしていただく必要があります。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

平成27年度税制改正により、確定申告を要しない給与所得者等が寄附をした場合、申請により、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けることができる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。当制度を利用した場合は、翌年の6月以降に納付する住民税の減額という形で控除が行われます。
※1 この特例申請は、確定申告をされる方は対象外となります。（例：医療費控除のため確定申告される場合も対象外となります。）
※2 寄附先の数が5団体を超える場合は、対象外となります。詳しくは、総務省ふるさと納税ポータルサイト内の「制度改正について」をご覧ください。

●申告の手続き等については、所得税は管轄の税務署、個人住民税はお住まいの市区町村（住民税担当課）へお問い合わせください。

○神奈川県では「神奈川に貢献したい」「神奈川を応援したい」という方々から、寄附をお受けしています。
「かながわキンタロウ寄附金」へのご協力をお願いします。
・詳細は、神奈川県ホームページのかながわキンタロウ寄附金—ふるさと納税—をご覧ください。

◇問合せ先 小田原県税事務所 事業税課 TEL0465-32-8000(代)

青色活動報告

季節の花 ヒガンバナ

青年部会 被災地支援

青年部会は、令和3年7月豪雨により甚大な被害が発生した熱海市にマスクやタオルなどの支援物資をお届けしました。



小田原税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度 令和3年10月1日から登録申請書受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。
(令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。)

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)
詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



全国どこからでも誰でも参加可能なオンライン説明会を開催

- 説明内容 インボイス制度の基本的な仕組みについて
- 開催日時 説明会サイトに掲載(随時掲載)
※以下の説明会サイトにアクセスして確認してください。
※説明会は45分程度を予定しています。
- 定員 各回100名(先着順)
- 費用 無料(通信費用は実費となります。)

- 1. オンライン説明会とは？
○インターネットを利用してパソコン、タブレット、スマートフォンなどから参加できる説明会です。
○チャット機能を利用したの質疑応答を実施します。
- 2. 説明会サイトへのアクセス
国税庁HPのインボイス制度特設サイト内の説明会サイト「https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm」《インターネット(WEB)のみ申込可能!!》※電話や税務署の窓口において申し込みはできません。
- 3. 過去に実施した説明会
YouTube「国税庁インボイス制度オンライン説明会」からご覧いただけます。

説明会サイトへ



○国民健康保険料(税)の納期限

- 【第4期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町……………9月30日(木)
- 【第5期分】松田町……………9月30日(木)
- 【第6期分】真鶴町……………9月30日(木)

○介護保険料の納期限

- 【9月分】(4期) 小田原市……………9月30日(木)
- 【第3期分】中井町・大井町・松田町・山北町……………9月30日(木)
- 【第4期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……………9月30日(木)
- 【第6期分】真鶴町……………9月30日(木)

○後期高齢者医療保険料の納期限

- 【9月分】(3期) 小田原市……………9月30日(木)
- 【第3期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……………9月30日(木)

○固定資産税の納期限

- 【第3期分】南足柄市・箱根町……………9月30日(木)

税のカレンダー

納期限を守りましょう！ 口座振替を利用しましょう！

- 国民健康保険料(税)の納期限
- 【第4期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町……………9月30日(木)
- 【第5期分】松田町……………9月30日(木)
- 【第6期分】真鶴町……………9月30日(木)

○介護保険料の納期限

- 【9月分】(4期) 小田原市……………9月30日(木)
- 【第3期分】中井町・大井町・松田町・山北町……………9月30日(木)
- 【第4期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……………9月30日(木)
- 【第6期分】真鶴町……………9月30日(木)

○後期高齢者医療保険料の納期限

- 【9月分】(3期) 小田原市……………9月30日(木)
- 【第3期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……………9月30日(木)

○固定資産税の納期限

- 【第3期分】南足柄市・箱根町……………9月30日(木)

ご予約はお早め！

会員限定 無料相談

要ご予約

予約 24-2612

弁護士の法律相談会 10時～12時
9月17日(金)
10月5日(火)
10月15日(金)

弁護士の相続相談会 10時～12時
9月15日(水)
10月20日(水)
11月17日(水)

社労士の年金・社会保険相談会 10時～12時
9月14日(火)
10月12日(火)
11月9日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談会 10時～12時
9月30日(木)
10月28日(木)
11月25日(木)

税理士の税相談会 14時～16時
9月16日(木)
10月21日(木)
11月18日(木)

日本政策金融公庫の融資相談会 10時～12時
10月6日(水)
12月1日(水)
※お急ぎの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの経営相談会 日時応談
予約 24-2614

会場：納税者センター・青色会館
|ご注意| 同一内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。